

第三次まとめ（骨子）（案）

1. はじめに

- 障害者権利条約から改正障害者差別解消法の施行までの流れ
- 障害学生の在籍者数の増加と課題
- 障害のある学生の修学支援に関する検討会の開催と第三次まとめの目的
- 第三次まとめと「障害者基本計画（第5次）」及び「対応指針」との関係

2. 大学等における障害学生の現状

- 障害学生数の概要
- 障害種別の学生数の状況
- その他、入学・進学・就職、諸外国の状況等

3. これまでに取り組むべきとされた事項の進捗状況

(1) 「第一次まとめ」において取り組むべきとされた事項の進捗状況

- 短期的課題（情報公開、窓口の設置、拠点校及び大学間ネットワークの形成）
- 中長期的課題（入試改善、学校間接続、通学支援、教材確保、通信教育活用、就職支援、専門人材養成、調査研究等充実、財政支援）

(2) 「第二次まとめ」において取り組むべきとされた事項の進捗状況

- 教育環境の調整
- 初等中等教育段階から大学等への移行
- 大学等から就労への移行
- 大学間連携を含む関係機関との連携
- 障害のある学生への支援を行う人材の養成・配置
- 研修・理解促進
- 情報公開

4. 本検討会における検討の対象範囲

- 「第二次まとめ」から継続されている部分
- 「第二次まとめ」において明確にされていなかった部分

5. 障害学生支援に関する基本的な考え方

- 障害の「社会モデル」の理解に関すること
- 「合理的配慮の不提供」と「不当な差別的取り扱い」の関係の理解に関すること
- 大学等として合理的配慮をどのようにとらえるべきか
- 合理的配慮提供に関する大学等の責任（コンプライアンス）に関すること
- 合理的配慮提供に関する建設的対話の重要性に関すること
- 障害の根拠資料に関する考え方に関すること
- 学内の教職員向け対応要領等

6. 合理的配慮の提供における諸課題への考え方と具体的な対処の取組

(1) 学内の体制整備や合理的配慮の提供

- 支援体制の構築と学内での浸透に関する事
- 学内の学生支援部署の連携に関する事
- 合理的配慮の提供における諸課題に関する事
- 合理的配慮における ICT 機器等の活用に関する事
- 学内における支援人材の配置・育成に関する事

(2) 紛争の防止・解決に関する事

- 紛争の防止・解決のスキームに関する事
- 入試における合理的配慮の提供に関する紛争の防止・解決に関する事

(3) 大学等と国・地域・社会資源等との連携に関する事

- 国や政府機関等の取組の活用に関する事
- 障害学生や大学等のサポートを行う民間団体との連携に関する事
- 地域の障害学生支援ネットワークの活用に関する事

(4) 障害学生の就職等の支援に関する事

- 障害学生に対する低年次からの卒業後の進路への意識付けに関する事
- 企業・自治体・支援機関等との連携に関する事

7. 大学等連携プラットフォームの枠組みの更なる活用に関する事

- 障害学生支援ネットワークの形成支援・連携の推進
- 紛争防止・解決を含む、大学や学生等からの相談機能の充実
- 専門的知識や技術を有する障害学生支援人材養成プログラムの充実
- 規模や体制に関わらず、全ての大学等が活用できる障害学生支援の好事例発信

8. おわりに

- 今後、検討が必要な事項・課題
- 今回の検討会の検討の対象範囲には含まないが、大学等に求められる合理的配慮への留意
- 障害者差別解消法以外の観点から求められる障害学生への対応

(その他)

- ※ 論点整理においてまとめるとされた「教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮」等について、進んだ取組や支援・配慮事例を収集し、記載
- ※ ポンチ絵や図等で示すのがわかりやすいものは別紙で記載